

佐渡市と長岡技術科学大学との包括連携に関する協定書

(有効期間)

佐渡市（以下「甲」という。）と国立大学法人長岡技術科学大学（以下「乙」という。）  
は、次のとおり包括連携協定を締結する。

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、  
本協定の有効期間満了日の3か月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がないときは、1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が包括的な連携のもと、多様な分野で相互に協力し、地域循環  
共生圏の創造を通じて、SDGs（持続可能な開発目標）の推進及び地域社会の発展に  
資する産業振興・人材育成等に寄与することを目的とする。

（連携及び協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携し、協力  
するものとする。

- (1) 農業・漁業・工業の振興に関すること。
- (2) 環境問題、エネルギー問題、食糧問題、景観問題等の解決に関すること。
- (3) 文化・教育及び学術の振興・発展に関すること。
- (4) 国際交流・人材育成に関すること。
- (5) 地域活性化に関すること。
- (6) 前5号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するため必要な事項に関すること。

（協議）

第5条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項に  
ついて定める必要があるときは、甲と乙が協議して別に定めるものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ署名の上、各々1通を保有  
する。

令和3年7月5日

甲 新潟県佐渡市千種232番地

佐渡市長

渡辺 喜五

（連携及び協力の窓口等）

第3条 甲と乙は、前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、それぞれ連絡調整に関す  
る担当部署を定め、必要に応じて協議又は意見交換を実施するものとする。

乙 新潟県長岡市上富岡町1603番地1

国立大学法人長岡技術科学大学

学長

鎌 土重晴